

① 39頁4段目

胎児期に暴露されたら成長過程でどんな影響があるかという発達神経毒性が義務付けられていないのです。

発達神経毒性試験は農薬登録のためのデータ要求ガイドラインに明示されていませんでしたが、日本で使われている主要なネオニコチノイド系農薬については、既に任意で発達神経毒性試験成績が提出されており、食品安全委員会で評価されています。

なお、2019年4月1日のガイドライン改定に際し、神経毒性や繁殖毒性等の他の毒性試験の結果から必要と判断される場合は発達神経毒性試験が必要と条件付き要求項目として明記されました。

評価書は食品安全委員会 HP に公表されています。

例：ジノテフラン評価書抜粋

(7) 発達神経毒性試験（ラット）

母動物では、10,000 ppm 投与群で体重増加抑制（妊娠6～9日、6～20日）が認められ、児動物では、いずれの投与群においても検体投与による影響は認められなかったことから、本試験における無毒性量は、母動物で3,000 ppm（237 mg/kg 体重/日）、児動物で本試験の最高用量10,000 ppm（784 mg/kg 体重/日）であると考えられた。発達神経毒性は認められなかった。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20160713077>

② 39頁5段目

「緑茶を飲んで痩せようと1日に何リットルも飲むのが流行ったことがありました。当時、急に手が震える、不整脈もすごい、目がうつろでフラフラ、食欲がない、心臓がバクバク、そんな患者さんが沢山おられ、お茶のせいではないかと疑い、飲むのをやめてもらうと、数週間でけろっと治りました」

茶飲料に含まれるカフェインと健康影響について記述された食品安全委員会のファクトシート「食品中のカフェイン」や東京都健康安全センターの論文「市販飲料中のカフェイン含有量とその摂取量」に基づけば、緑茶を1日に何リットルも飲めばカフェインの影響が否定できません。

このことを無視して残留農薬が原因であるとの断定的な記述は極めて恣意的と考えます。

③ 40 頁 3 段目

今の日本で何が食べ物を「不適切」にしているかといえば、次々と生まれる合成化学物質である。その中で最も影響しているのが農薬ではないだろうか。

上記記述の前段にリチャード・ドールの論文及びランセット掲載論文の一部を引用していますが、当該論文に農薬の有害性が記述されていると誤認させる記述です。

当該論文の主旨はバランスの悪い食事が健康に影響することを指摘するもので、残留農薬が影響していることを指摘するものではありません。

むしろ、リチャード・ドールの論文の「食品の汚染」の項では、「食事中に存在する農薬は重要ではないと思われる」と記述されており、ランセット論文では 2017 年時点で日本は食事に関連した死亡率が最も低いと記述されています。

従って、標記の「今の日本で」以下の記述は、何ら根拠のない憶測です。

④ 40 頁 4～5 段目

世界の各地でミツバチが群れごと消えたことで問題となった。最近では人間にも神経毒性があることが分かり、EU 各国や韓国、ブラジルなど使用を禁止する国が相次いでいるが、なぜか日本は緩和している

2013 年 1 月、EU のリスク評価機関である欧州食品安全機関（EFSA）は、ネオニコチノイド系農薬 3 剤（イミダクロプリド、チアメトキサム、クロチアジニン）の評価を実施しています。EFSA は、これらの農薬を種子処理や土壌処理に使用すると、その結果として蜜蜂に被害が出る可能性があるとして述べていますが、人への影響を問題とするものではありません。また、2018 年 4 月に欧州委員会は、上記ネオニコチノイド 3 剤について、蜜蜂への暴露の可能性のある屋外使用はすべて禁止としましたが蜜蜂への暴露の可能性がない温室では使用可能という判断を行いました。

参考：(欧州委員会サイト)

[https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/approval\\_active\\_substances/approval\\_renewal/neonicotinoids\\_en](https://ec.europa.eu/food/plant/pesticides/approval_active_substances/approval_renewal/neonicotinoids_en)

また、韓国では、ネオニコチノイド系農薬について 2014 年 1 月以降、これらの有効成分を含む新規農薬の登録や適用作物の拡大を禁止していますが、既に登録のある本系統の農薬の使用を禁止している事実はありません。

⑤ 41頁 4段目

代謝産物になると、昆虫と人間で毒性が逆転するものもあるんです。それなのに、代謝産物は全部調べられていません。

農薬登録には、農薬が植物体や動物体内でどのように分解や化学変化を受けるかを調べる植物代謝試験及び動物代謝試験が必須とされています。植物代謝試験における代謝物のうち、動物体内でも生成されるものについては、一連の毒性試験の中で親化合物と共にその影響が観察され評価されています（親化合物を投与すれば動物の体内で代謝物が生成されますので、必然的にその影響も含めて毒性を評価したことになります）。その上で植物に特異な代謝物で生成量などから問題となる可能性のある代謝物については、別途毒性試験が求められる他、必要に応じ有効成分と共に残留量の規制がなされず。

従って、人への安全性確保の観点から「代謝物は調べられていない」との指摘には当たりません。

⑥ 41頁 3段目～5段目

「赤ちゃんに移行」以降の記述

人を含め動物の体組織や尿等に農薬やその代謝物が検出されることと影響が発現することは次元の異なる事象です。検出されたとしても、その濃度が影響を与える濃度以下であれば問題はありません。分析技術の進歩から極めて低い濃度での検出が可能となっている現代においては、この点の認識が重要となります。

なお、農薬については、短期や長期の毒性試験、繁殖への影響や催奇形性評価の結果に基づき、管理された使用方法を前提に、人への安全性について問題がない、と判断された場合に、人が一生毎日摂取しても影響の出ない量として許容一日摂取量 (ADI)、短期間に摂取しても影響の出ない量として急性参照用量 (ARfD) を設定していますが、この内、繁殖試験や催奇形性試験では妊娠中の母動物に被検物質を投与して胎児への影響が評価されています。

以上